平成31年3月29日 号 外

平成31年3月29日						万	<i>7</i> F
	(以上県例規集登載)	〇 岡山県財務規則の一部を改正する規則規則	山県税条例施行規則	【規則】	目次	L !!	可以表文技
		会計課	 税 務 課		担当課(室)	[] 	句
							目次
							担当課(室)

◎岡山県規則第十九号

飛条例

施行規則

0

一部を改正する規則を次

のように定め

半成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

Ш 施行 則 (昭 和二十九 山県規則第六十三号) \mathcal{O} 部を次 \mathcal{O} ように

正する。

第七条の二を削る。

号外

「第百二条第二項」 「第百二条第四 項 「第百十三条第二項」

百十三条第四項」に改める。

第二十一条の二の二から第二十一条の四までを削る。

岡山県公報

「第九十二条第二 「第九十二条第二項に規定する」 第二十一条の二の 項 に規定する」 「(自動車取 を を 「第百二条第一 「第百二条第 得税の 減免の 項 第 項第二号の」)対象)」 一号の」 に改 に改め に改め、 同条第二 項

- 項を力える
- 則で定めるも 条例第百二条第一 次の 項第五号の 各号の 構造上身体障害者等の ずれ か に該当する自動車とする。 利用に供 車 で あ
- 号にお 自動車の 第十三条第一 いて同じ。) 登録番号のうち分類番号 項第二号の分類番号をい 同令別表第二の六 (自動車登録規 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 下欄に 次号及 萴 掲げ び第二十九条の (昭 和 四十五年

平成31年3月29日

イ 車いす移動車

検査証

0

車体の形

- 口 入浴車
- ハー身体障害者輸送車
- 一次のいずれにも該当する自動車
- 、あつて、 身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等 当該身体障害者等が 0 っる者が 、て特別 取得するもの \mathcal{O} , 情 が 取得するも あ ると 知 \mathcal{O} む。) 事が (当該身体障害者等が 認め る場合 0 は、 当該
- 口 0 -登録 規則 表第二 0) 三の 項 又

 \mathcal{O} 0 て、 自 査 証 0 甪 業用 別 に 自

- ハ 知事が別に定める構造を有する自動車
- 三 用 事業用 0 別 と記 運転 す ため 自 動 0 検査 \mathcal{O}
- 兀 乗降 が 別に 定め 5 車椅子を固定す る構造を有するも る が で きる設 開ま で \mathcal{O} 通 路 品に段が VI バ ス \mathcal{O}
- 第二十一条の二を第二十一 自 1動車の 加物明 条の 四と 第二章第五節 中 同 \mathcal{O} 前 次 0
- 第二十一条の二 修正申告書 なけ 豆は ればならない 自 同条第四 動車を取 項 た者 報告書を知事 は、 条例第九十七 に提 出す 条第 項 \mathcal{O} 車 告 \mathcal{O} 同
- (納税済印の押印)
- 第二十一条の三 た場合を除く。 (条例第三条の二の規定に 税済印を押印するものとする。 は、 事 条例 条例第 第 より 九 九十 同 七 条に規定する電子情 条第 八条第二項 項 \mathcal{O} の規定 は 処 る現金 理 組織 を使用 項 付 を受けた 正 付
- 第二十一条の四の二を次のように改める
- (自動車取得税の減免の額)
- 第二十一条の四の二 条例第百二条第二項 \hat{O} 規則 で定め は、 次 げ る
- 車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- る自 ために要した費用に 額と三百万円 0 条例第百二条第 構造を設け 千円未満 車取得税額 (身体障害者等が てい の算定に用 数があ 項 第 相当する額を三百 る自動車に 切 号から るとき 捨 1 運転し、 7 た税率を乗じて得た額 0 は、 V 第四号までに掲げる自 ては、 万円 当該端数を切 又は身体障害者等 加算し 価額 た額)と ŋ 0 (当該 \mathcal{O} 車 額 額) に 該 百 ||未満 車 \mathcal{O}
- 条 例 第百二条第 項第五号に掲げる自動 び 第百二条第 項第六号に掲 車 (前条第三項 げ 第 号及 車 び 第二号に

係る自動車取得税額に相当する額

千円未満 取 用に供するため 当該端数を切 第百二条第 \mathcal{O} の算定に用 端数があ \mathcal{O} り捨てた るときは、 項第五号に 別 11 、 た 税 0 率を乗じ 造を設け のうち 当 げる自動車 該端数を切り捨てた額) 身体障害者等が運転 いるため て得た額 に要し (前条第三項第三号及び第四 **当** 「該額に た費用に相当する に当該 百円 又は 自 車 -障害者: に係

条例第百二条第一 項第七号に掲げる自 重 知 が 別 定め

第二十一条の四の二の次に次の二条を加える。

(条例第百二条第三項に規定する自動車)

第二十一条の四の三 条例第百二条第三項に規定する規 則で定め は、

条の四第三項第一号、 第三号及 び第四号に 掲 げる 自動車とする

(自動車取得税の減免手続)

第二十一条の四の四 る自動車の から一月を経過する日 条例第百二条第 区分に応じ、 条例第百二条第四項 項 第 それぞれ当該各号に定め 号か ら第四号までに \hat{O} 規定に よる 掲げ る日 まで 減免 る自 に行 \mathcal{O} 申 車 わ 当該 な は け れ ればなら 0 車 \mathcal{O} な

- 条例第百二条第 項第五号及び第六号に掲げ る自 車 自 動 \mathcal{O}
- 条例第百二条第 項第七号に掲げる自動 車 知事 が別 に定め
- 当該 まで及び第二十一条の 項に規定する障害 条例第百二条第四項の規定により 減免に係る身体障害者等が交付 0 申請書の 程度に 四第三項第二号に掲げ 該当するもの 出 \mathcal{O} 減免に係る申 を受けてい 当該 る自動車 る次に掲げ 自 動車を運転する者の を提示し (D) 同 取得 . る書類 条第 なけ (同条第 れ 運転免許証 なら
- 一 身体障害者手帳
- 一 戦傷病者手帳

療育手帳

十五条第二項 項第四号に 及び お 0 精神 規定により 障害者福祉 交付 され 関する法 健福 た精神障害者 手帳」 昭 和 保健 二十五年法律第百二十三号) 福祉手帳 一十九条の

3 車取 免申 規定によ 済印を押印 ŋ 同項各号に するもの 掲げる書類 とする。 0 提示を受けたときは、 当該

項中 「第二十一条の 「第二十 の項を四 五 条の \mathcal{O} 四 表中一 兀 を <u>の</u> 第二十 同表に次のように 項 を「第二十一 か 兀 0 項 0 までを削 条 水の三」 に改 9 改め 同項 五. \mathcal{O} を同 項 を 表二 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 同 項 項とし、 表三の 項とし 同 表

五
自動車取得税減免申請済印
第二十一条の四の四
第七十三号の二

項を同条 条の二を を 削 削 第二章第六節中 同条第二 項中 第二十七 前 項」 を 条の三を第二十 「条例第百六条第四 条の 項 改

百六条第六 項に 規定する規則で定める」 し中 「第百六条第六項」 を 「第百六条第 を 「第百六条第五項」 五項 規定に 改 め 同 け

第二十九条の五の次に次の三条を加える。

(自動車税の減免の対象)

第二十九条の六 動車であ いつて規則 条例第百十三条第 で定めるもの は、 次の 項第五号の 構造上 ず n か 身体障害者等の 該当す る自 利 車とす 用に

- | 第二十一条の四第三項第一号に掲げる自動車
- 二 次のいずれにも該当する自動車
- で 身体障害者等と生計を一にする者 つて、 当該身体障害者等が所有する 0 す V) っる者が 、て特別 所有するもの \mathcal{O} 事情が 1 が 当 あると知 該身体障害者等 \mathcal{O} 事が (当該身体障害者等が 8 る場合 \mathcal{O} は、 車を
- 口 項 され \mathcal{O} 登録番号の る自 0 分類番号が自 車 登録 証 規則 別表第二の三 業用 别 \mathcal{O} 項 文は
- ハ 知事が別に定める構造を有する自動

- も該当す の自動 十三条第 車とする。 項第 に規定する規則で定め る自 は、 0 い ず

お

V

て

販売することを目的

とす

自

車

て

)所有

す

3

あ

道路運送· 車 両 法第 匝 条 \mathcal{O} 規定 よる 登録 0 11 て、 所 有者及び 使用 が 同

25

二 知事が別に定める要件を満たすものであること

(条例第百十三条第三項に規定する自動車

第二十九条の七 条例第 百十三条第三項に規定する規則で定める自動 車 は、 条第

第一号に掲げる自動車とする。

(自動車税の減免手続)

第二十九条の八 自動車の 区分に応じ、 条例第百十三条第四 それぞれ当該各号に定め | 項 の 規定に いる減 日ま 免の でに行わな 申 は、 け れば \mathcal{O} な げ

- 経過する日) の二第二項 定する納期 条例第百十三条第 0 0 規定 末日 \mathcal{O} 適用 (次号及び第三号 項 第 がある場合にあ ら第四号までに掲げる にお 9 て は、 当該自 限 自動車 動車 11 \mathcal{O} 取得 条例第百 (条例 日 カコ 第百 九
- の二第二項の 条例第百十三条第 定の適用がある自 項第五号及 動車 び第七号に掲げ 0 ては、 当該 自動 車 取 限 (条例 百
- 三 条例第百十三条第一項第八号に掲げる自動車 納期限
- 兀 前三号に掲げ る自 動車 以外 自 車 知事 が 別に定め
- する者は 号まで及び第二十 条例第百十三条第四 第二項 ただ る身体障 当該申 に規定す 知 事が 害者等が交付 -九条 る障 \bar{o} 0 項の規定により 提出 六第一 害 \mathcal{O} \mathcal{O} こを受け 際 度に 項第二号に掲げ 該当するも 、提示を要し 減 当該自動車を運転する者の て V 免に係る申請 る つる自動 \mathcal{O} ない 掲げ (限る。) と認め 車 に係るも (同条第一 類 を提示し る場合は (第二十一条の 運転免 \mathcal{O} 項第一 許証 号か れ ば 及び当該 な
- 一 身体障害者手帳
- 二 戦傷病者手帳

三療育手帳

四 精神障害者保健福祉手帳

- 三条第一項の規定 するものとする。 定による減免を申請する場合に限る。) の適用を受けようとする当該自動車につい 規定により 同 項各号に掲げる書類の提示を受けたとき(条 は、 当該書類に自動 車税 て初めて同条第四項の 免申請済印を
- 条例第百十三条第五項の継続申請 は、 が 別 に定め なけ れ

第三十条の 同項を同表四 表四の 同項を同表三の項とし 項を削 同表二の 同表三の 項を削り、 項 同項の 前に次の二項を加える。 同表 の項中 第 第六 八十六号」

	$\vec{=}$		_
	自動車税減免申請済印		納税済印
項	第二十九条の八第二	 四 項	条例第百九条の二第
	第三		二第

様式第十一号 び 様式第十一 第三十条の 項を削 \mathcal{O} 自動車税 表五 号 (その五…自動車税用) (その (身体障害者等以外) \mathcal{O} 四…自動 項中 様式を加える。 項を六の項とし、 「第六十九号」を「第八十七号の三」 取得税 九の項から十二の項までを二項ずつ繰り上げる。 を様式第十一 自動車税用) 様式第十一号 を様式第十 (その六… に改め、 (その三…不動産取得 ·自動車税用) (その五…自動車 表中六の

様式第11号(その4…自動車取得税・自動車税(身体障害者等)用)(第14条関係)

受付印		自動車耳 自 動	自動車取得税減免申請書(身体障害者等用) 登録番号 自 動 車 税(車両番号)						岡山 倉敷					
年									月	日				
	岡山	山県	県民月	司長	: 展	 汉						,	7,	
									ァトカ					
	自動車取得税について、岡山県税条例(昭和29年岡山県条例第37号)第102条第4項の規定により、 自動車税について、岡山県税条例(昭和29年岡山県条例第37号)第113条第4項の規定により、 減免の申請をします。													
	申													
中請者	住月	F												
(納税	フリ	ガナ											身体	章害者等
納税義務者	氏名	7											との[(到徐 (1)
者)	生年	F月日			白	F 月	目	電話番	号					
	所有者	住所	□申請	□申請者に同じ 氏名 □申請者に同じ										
自動車検査	自使 □申請者に同じ 動用住所 車者				» -			氏名	□申請者に同じ 名					
検査	登錄	录(交	付)年月1	3		年	月日	有效	期間消	満 了年	F月日	年	月	月
配	主だ (仮	こる定 使用の	置場 本拠の位間	場 拠の位置) □申請者の住所に同じ										
	登録	录 (届	出)区分		新規	見(□新車	口中古耳	匡) []移転	□雾	変更 □転2	٨.		
		青前に ラけ			有ℓ	り場合								
減免を受け, 免と課税で はまれて 自動車, 軽自動車等		□無			登録番号 車両番号)					□名義変更》 (□抹消登録 (年	検査証法	日) 区納) 済 日)	
				自	動耳	車取得税				É	自動車税(年度分)	
税	税額	頁			円	適用税率	*		税額	領		円	税 率コード	*
税額等	減免の多のを	算定	*		田	減免額	*	Р	減多	免額	*			円
	いる とた 額	よる	*		i i	差引額	*	円差引		引額	*			円
	住月	F	□申請	者に	.同し	<u> </u>					,			
	フリ	ガナ												
	氏名	7 	□申請ネ	者に	.同し	<u> </u>								

			ĺ						(生	年月日	∃	年	J	目	目)					
身体障害者等		□身∕	体障害名	章害者 3】	首手帳	級			(手帳番 (号	年	第 月		日ク	号) 交付)					
者等	障害	□戦	傷症	5者号	手帳	項症・款独	定													
	の程度	□療	育月	戶帳	A	次の判定□	要(不要	月)	(手巾 (長番号		1	日ろ	号) 交付)						
		口自精	立才神障	支援图 章害者	医療受給 首保健福	合者証 (受終 国祉手帳 1 紀	合者番号 級(手帳番号	크-) (年年	月月			有効) 有効)					
		認定	>	(j	 (-	— 級)•	戦・療	• 精											
	住所				目請者に	こ同じ														
自動	フリ	リガナ													害者等					
車運転	氏名		□申請者に同じ (生年月日)					1	年	月	日)) ط)	の関係	系)						
者	運転免許証		種	口大型	□中型	有効期限		年	月	日ま	で有効	確	*	現車						
	连节	生44元 11 皿		五兄計証 類 □準		□準□	中型 □普通	□普通 条件等					認	•	書面					
生言	 を一	にす	ろ	使月	目目的	□通学□i	通院 口通原	所 □4	三業 □そ	の他()					
者ス	又は常時介護		者又は常時介護 する者が運転す			者又は常時介護 する者が運転す			学科	· 交,病	所在地									
る場	景合(岡山県│院,			(岡山県 院, 施設 名称																
第 1	項第	3号	3 号若 4 号又 電話番号																	
は質項第	第113 第3号	条第1 この申請り 苦しく 1月当たり				工係る自動車を身体障害者等の通学等のために運転する)の平均日数														
する	る場合	4号に該当 場合)		添付書類 □使用目的証明書 □世帯全員の住民票の写し □生計が同一であることを証する書類 □その他()								
- a)申請	申請 住所			申請者に	こ同じ														
に厚	プロリング Pind い合わ		171						(電話	番号)					
せず		氏:	名	B □申請者に同じ																

※印の欄には記入しないこと。

様式第六十六号から様式第六十九号までを次のように改める。

様式第66号から様式第69号まで 削除

様式第七十三号の次に次の一様式を加える。

様式第73号の2 (第21条の5, 第30条関係)



様式第87号 (第30条関係)

自動車税課税免除申告書											
受付戶		デ(使月 【は所名									
岡山県	月日県民局長	殿	所有者(使用者)の 氏名又は名称								
岡山県税条例(昭和29年岡山県条例第37号)第106条第4項の規定により、自動車税の課税免除について申告します。								,自			
登録年月日	3	年	月	目	登録番号	<u>1.</u> 7					
車名及び型式					乗車定員	, m			人		
車台番号					総排気量格出力	量又は定			l kW		
自動車の3 置場(使月 の位置)					最大積載使用開始		年	 月	t E		
. — ,	教育練習の	用に供	: する場				·		<u> </u>		
	指導者氏名										
教育練習	教育を受けの人員	教育を受ける学生又は生徒 の人員					人				
	1週間のう に供する時		練習の	用							
	使用者の所	在地									
無料貸与	使用者の名	称									
	所有者の県 所等の所在		たる事	務							
社会福祉事業又は	所有者(使 業の種類	用者)	の行う	事							
更生保護事業	自動車の使	用目的	ļ								
備添付書											

様式第87号の2 (第30条関係)

自動車税課税免除該当通知書									
	第		뭉						
	年	月	目						
住所									
氏名 殿									
岡山県 県民局長			印						
年 月 日付けで課税免除の申告のあつた	, あなた	の所有	(使用)						
する自動車 登録番号 は、岡山県税条例	(昭和29	年岡山	県条例第						
37号)第106条第 項第 号の規定に該当すること	を承認し	たので	通知しま						
す。									
なお、当該自動車に係る自動車税は 年 月	分から免	除にな	ります。						

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。
- 2 審査請求を行う場合は、この処分を行つた県民局長を経由して審査請求書を 提出することができます。
- 3 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条の12の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第87号の3 (第30条関係)

自動車税課税免除非該当通知書									
				第		号			
				年	月	日			
住所									
氏名	殿								
	岡山	山県	県民局長			印			
年月	日付けで課程	党免除の!	申告のあつた,	あなた	の所有	(使用)			
する自動車 登録番	号] t, &	欠の理由により)岡山県	税条例	(昭和29			
年岡山県条例第37号	第106条第	項第	号に規定す	トる自動	車に該	当しない			
ので通知します。									
(理由)									

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から 起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。
- 2 審査請求を行う場合は、この処分を行つた県民局長を経由して審査請求書を 提出することができます。
- 3 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条の12の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、この処分の取消しの訴えを 提起することができません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

この規則による改正前の岡 山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、

当分の

間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

山県財務規則 (昭和六十一 年岡山県規則第八号) \mathcal{O} 部を次の ように改正する。

八十七条第一項ただし書中「、補助金」を削る。

附則第十三項の見出し中「等」を削る。

別表第四の十九の項中 「利子補給金」を「補助金のうち交付の対象となる事務若し

は事業の実績に基づき精算額で交付の決定を受けたもの 又は利子補給金」 に改める。

用」に改める。

様式第二十五号(1)

(表)

(2) 及び (3) 中

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置

この 規則による改正前 \mathcal{O} 則に定める様式に は、

要の調整をして使用することができる。